

## 八時間労働制ヲ實施セラレタシ

理由附記

八時間労働ノ原則ハ、遠ク「ベルサイユ」平和條約第十三條第二款ニ於テ労働時間ニ關スル基本法ハ、各國間ニ於テ協約セラレテ以來、吾等ノ労働スル時間ハ、一日八時間一週間四十八時間ト明確ニ其ノ基準ハ定マリ、一日ノ労働時數八時間ハ、今ヤ國際上勳カザル鐵則トナツタ。

其ノ後「ゼネバ」ニ於ケル、數回ノ國際労働會議ノ情勢ヨリ觀察スルモ、労働者ノ身体、道德、智能等ヲ重視シテ、正義觀念ノ熾烈ナル各國政府代表及ビ資本家代表ハ、此ノ基準原則ヲ忠實ニ遵奉スルコトニ依ツテ勞資ノ關係ハ極メテ圓滑ニ進捗シ、牽テハ一般産業界ノ發達ト國家社會ノ福祉ヲ増大ナラシメルノミナラズ、人類ノ幸福ヲ増進スルコトニ於テ、大ナル功績ヲ收メツ、アル事實ハ、吾々ニ於テ之レヲ看過スルコトハ出來ナイノデアル。

然レ、國際關係ヨリ、諸列國ノ軍事科學工業ノ優劣ヲ對比シテ見ルトキ、之レヲ研究實驗上ヨリ考察スルナラバ、我レニ於テ尙ホ足ラザルヲ無限ニ感ズルナランモ、現下ノ現有スル實勢力ノ上ヨリ、誰カ吾ガ國ノ軍事の科學工業ハ他國ニ比較シテ劣勢ニアルト斷言シ得ルカ。

之レヲ要スルニ、獨リ吾ガ海軍ノ工業ノミナラズ、國內官衙ノ産業組織及ビソノ狀態ハ、一般民間ニ於ケル産業界ノ規範トナリ且ツ又常ニ指導ノ地位ニアルトコトハ、何人モ之レヲ否定シ得ナイノデアル。

以上ノ如ク、海軍現在ノ工業ヲ通ジテ八時間労働制ヲ見ルトキ、一般従業員ノ勤務九時間半ノ労働時間ハ國際間ニ於テ協定シタル條約ノ精神、及ビソノ規定ヲ最モ忠實ニ遵守シテキルト、誰カ勇敢ニコレヲ肯定シ得ルダロウカ。

吾等ハ斯カル正當ナル理由ヲ擧ゲテ、正々堂々ト當局ノ反省ヲ促シ、仍ツテ以テ、八時間労働制ヲ即時勇斷セラレンコトヲ懇請スルガ提案ノ理由デアル。

## 労働組合法促進運動ニ關スル件

理由附記

近時行詰マレル吾ガ國産業界ノ立テ直シニ伴ヒ、必然的ニ労働者ハ自衛上、團結運動ヲ猛烈ニ起スコトニナリ、從ツテ吾ガ國ニ於ケル労働組合及ビ組合員ノ數ハ年次激増シ來タリテ、今ヤ勞資間ノ紛議並ニ諸般ノ直接交渉ハ累次増大且ツ頻繁ノ度ヲ深刻ニシツ、アルコトハ、吾等ノ知悉スル處デアル。コレ等ガ産業上及ビ社會上、労働組合ノ地位ヲ著シク重要視スルコトニナツタノデアル。

斯カル際ニ於テ、吾等ハ一般労働者ノ階級ニアルト雖モ徒ラニ鬭争ヲ目的トシテ、勞資ノ紛争ヲ望ムモノデハナイ。飽マデ平和協調主義ノ態度ヲ以テ、勞資圓滿ナル融和ヲ追求スルモノデアラガ、以上ノ趣旨ヲ貫徹スルニハ労働組合ノ基本法ヲ制定スル以外ニ於テ、他ニ之レヲ求ムル良策ハ絕對ニナシト斷言シ得ルノデアル。

コノ労働組合法ハ、ソノ内容ヲ検討スルトキハ、幾多重要ナル條件ヲ具有スルコトハ勿論ナルモ、此ノ際ソノ内容ヲ論議スルコトハ漸ククヲキ、要スル處勞資對等のニ見ル場合、現在ノ吾等労働者ガ相手ニ比シ甚ダシク弱少、劣勢ナル地位ニ在ルコトヲ確認シ、又労働ハ商品デナイ、人格ソノモノデアルトコトヲ法認シ、充分ニ吾等ノ自主的、自衛的立場ヲ考慮シテ、完全ナル労働組合法ヲ制定シナケレバナラナイノデア

ル。然ルニ、第五十九議會ニ政府案トシテ提出シタル該法案ハ、一般國民ヨリ労働者取締法案若クハ資本家擁護ノ惡法デアルト論難セラレルガ如キ軟弱ナル現民政黨内閣ハ、果シテ吾等ハ當然主張シテ絕對他ニ讓ルコトノ出來ナイ主要点ヲ確立シ得ルヤ否ヤ、又組合法制定ニ衝リテ何處マデ無産階級ニ對シ誠意ト強行力アルヤハ甚ダ疑問トスルケレドモ、未ダ内容ヲ發表セザル以前ニ於テ具體論ヲ述ブルコトハコレヲ避ケ、目下前記ノ如キ吾等ノ自主權ヲ法認シ、自衛上ヨリナル労働組合法制定ノ促進運動ヲスルニ當リ、第十回海軍聯盟大會滿場一致ノ輿論ヲ起シ、ソノ實現ヲ期セントシテ提案ノ理由トスル。

## 海軍従業員諮問委員會設立ニ關スル件

理由附記

本委員會ハ中央ト地方トニ別チ、中央ニハ従業員聯合諮問委員會ヲ置キ、地方ニハ工作廳従業員諮問委員